

公正で迅速な再審のためのルールを作ろう

袴田さんの人生を奪った日本の再審制度には、見過ごせない不備があることがわかります。この苦い教訓をむだにしないためには、とりわけ次の3つの改革が急務だと私たちは考えます。

再審法改正に必要な
3つの柱

1 檢察は、すべての証拠を開示せよ

全ての証拠を開示するルールが必要です。検察は有罪を主張するためだけに証拠を取捨選択するので、無罪方向の証拠は、闇にほうむられることが、しばしばあります。これまで再審無罪となったケースでは、検察が隠し持っていた証拠が無罪の手掛かりとなった事例にことかきません。証拠の開示を義務づける法制度が必要です。

3 再審における手続きの整備

再審請求審には、手続きや進行について具体的なルールがほとんど決まっていない問題があります。刑事訴訟法は1922年（大正11年）に制定された旧刑事訴訟法から何度も改正を経ており、ことに戦後、新憲法にあわせて大規模な改正が行われました。しかし再審に関する部分（第4編）はほとんど手つかずで、ルールが明確でなく、そのぶん裁判官によって事実調べや証拠の採否など審理が極端に異なる「再審格差」が生じています。再審請求の手続きを整備し、無罪を訴える人たちに法的に公正な手続きを保障することが必要です。

検察による証拠隠しと、時間稼ぎの異議申立て

再審開始決定まであと一歩をのこして山場を迎えていた諸冤罪事件。いずれも検察の抗告（妨害）や証拠の出し惜しみがなければ、すでに無罪が確定していたと思われる事件が多い。

大崎事件（原口アヤ子さん）

3度もの再審開始（無罪）決定を反古にした最高裁

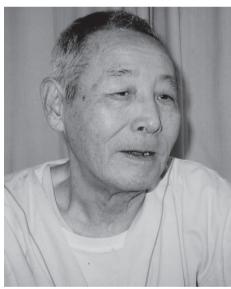
1979年、鹿児島県大崎町で、農家の男性が自宅敷地内で遺体で発見された。男性の義姉の原口アヤ子さんらの親族が逮捕され、虚偽自白を強要された。ただ一人自白しなかった原口さんが主犯とみなされ懲役10年が確定。2002年と2017年に鹿児島地裁で、2018年に福岡高裁宮崎支部で3度再審開始決定を勝ちとるが、2019年最高裁が取り消し、現在、第4次請求特別抗告審をたたかっている。原口さんは現在96歳。



日野町事件（阪原弘さん）

改ざんした「証拠写真」を隠し続けた検察

1984年、滋賀県日野町で酒店の女性店主が殺害され、なじみ客だった阪原弘さんが、自白を強要され、無期懲役の有罪判決を受けた。再審請求審において、警察による捜査報告書の写真の捏造が発覚。2018年に大津地裁で再審開始が決定。しかし、この朗報を聞くことなく、阪原さんは2011年に獄中で他界（享年75歳）。大阪高裁は検察の即時抗告を棄却して再審開始維持（2023年）したが、検察はさらに特別抗告。現在は最高裁の決定を待っている。



名張毒ぶどう酒事件（奥西勝さん）

無罪から死刑へ。再審開始決定も取り消され、獄死

1961年、三重県名張市で起きた5名の毒殺事件で死刑確定。第7次再審請求で開始決定を得たが、検察の異議申し立てで取り消された。奥西さんは2015年、半世紀を超える無実の叫びが届かないまま獄中で逝去（享年89歳）。現在、第10次再審特別抗告審をたたかっている。



2 検察官の不服申立ての禁止を

再審開始決定に対して検察官が不服申立てをすることを禁止するべきです。

裁判所が再審の必要性を認めたら、ただちに再審公判のプロセスにうつり、万一検察が再審開始決定に異議を主張したいことがあれば、再審公判という公開の場で正々堂々と行うべきです。

拡がる再審法改正のうねり

請願署名と意見書採択が伸長中

再審法改正を求める請願署名と、地方議会での意見書採択が全国ですでにいる。333議会で採択（2024年8月現在）



日弁連が「再審法改正実現本部」を設立

日本弁護士連合会は、「再審法改正実現本部」を設立、全国キャラバン展開など全力で取り組んでいる。また再審法改正プロジェクト「ACT for RETRIAL」としてホームページに特設サイトを設置。再審法に関する判りやすい情報を発信中。



私たちも、再審法の改正を訴えています



村山浩昭さん

裁判官が再審請求事件を適正かつ迅速に審理・判断できるよう法整備を行うことは喫緊の課題です。また、現行制度では、開始決定が出ても検察官が抗告すると再審公判が引き延ばされます。袴田事件では、静岡地裁の開始決定が確定するまでに9年かかりました。検察官は、組織の代表として抗告しているので、検察官の濫抗告といえる現在の運用を改めることはないでしょう。検察官抗告は、制度的にも必要ないし、運用をみると速やかな冤罪救済を阻むものとなっており、今や百害あって一利なしといえます。

弁護士・元裁判官。静岡地裁裁判長のとき、袴田巣さんの再審開始決定を出した。



村木厚子さん

日本の刑事司法には大きな問題があります。例えば、密室での無理な取り調べや供述調書の偏重、証拠開示の不公正さ、人質司法と呼ばれる身柄の拘束などが挙げられます。裁判員制度の導入や刑事司法制度改革により通常審は一歩前進したと思えますが、再審請求審は、課題とされたままで、冤罪を訴える人々は公正な判決を待ち望んでいます。

身に覚えのない罪に問われることは、刑罰を受けるだけでなく、「犯罪者」の烙印を押されることを意味します。疑いが生じた場合には早急に裁判のやり直しが必要です。刑事司法の改革には国民の関心が重要です。再審のルールを定めた法改正が早急に実現することを願っています。

元厚生労働事務次官。「郵便不正事件」で無罪判決が確定。



青木恵子さん

警察は、朝から深夜まで「お前がやったんだろう」と自白を迫りました。一度決めつけられると、証拠をねつ造しても、虚構を組織ぐるみで守り続ける。裁判所も、証拠の矛盾に目を閉ざし、無理矢理有罪にしました。

21年かけて真っ白な無罪判決を勝ちとりましたが、このまま終わらせません。国賠訴訟で、大阪府（警察）の不正は認めさせましたが、さらに国（検察）の責任を追及しています。

東住吉事件で無期懲役刑をいいわたされる。再審で無罪が確定。冤罪犠牲者の会共同代表として、仲間の冤罪犠牲者の救援に奔走